

警備業法令事務取扱規則等の一部を改正する規則について

標記のことについては意見公募手続を実施せず改正を実施しましたので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」（以下「要綱」という。）第7の3項の規定に基づき、その旨公表します。

記

1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の一部改正は、令和5年6月に公布されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の制定により、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「探偵業法」という。）の一部が改正されたことに伴い条文又は様式を整理したもので、基本的な事項の変更や内容の大幅な変更を伴うものではないことから要綱第4の除外規定（軽微な変更と認めるもの）に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

2 改正した規則及び主な改正点

(1) 警備業法令事務取扱規則（平成13年熊本県公安委員会規則第4号）

警備業法における認定証が廃止されることに伴い、認定証に係る条文及び様式の整理を行ったものです。

※ 第2条、別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第5号、別記様式第10号、別記様式第11号、別記様式第14号関係

(2) 探偵業法令事務取扱規則（平成19年公安委員会規則第6号）

探偵業法における届出があったことを証する書面が廃止されたことに伴い、様式の整理を行ったものです。

※ 別記様式第3号、別記様式第7号関係

(3) 警備業及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（平成26年熊本県公安委員会規則第3号）

警備業法における認定証及び探偵業法における届出があったことを証する書面（以下「認定証等」という。）が廃止されたことに伴い、警備業及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則における認定証等に係る条文及び様式の整理を行ったものです。

※ 第4条、別記様式関係

3 改正後の規則の適用開始日

令和6年4月1日

－問い合わせ先－

熊本県警察本部生活環境課 電話 096-381-0110